

公益社団法人秦野市シルバー人材センター公益充実資金取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の公益充実資金の取り扱いに関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 公益充実資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第23条第1項第1号に定める公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良（以下「公益充実活動等」という。）に係る費用等の支出に充てるために保有する資金をいう。

(原則)

第3条 この規程による取り扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

(公益充実資金の保有)

第4条 センターは、公益充実資金を保有することができる。

(保有の承認)

第5条 センターが前条の公益充実資金を保有しようとするときには、理事長が公益充実活動等ごとに、その内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立限度額、積立限度額の算定根拠を理事会に提示し、承認を得るものとする。

(公益充実資金の区分等)

第6条 公益充実資金は、貸借対照表及び財産目録において、他の資金と明確に区分して管理する。

2 公益充実資金は、公益充実活動等の支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項の規定にかかわらず、公益充実活動等以外の支出に充てるために公益充実資金の取り崩しをおこなう場合には、理事長は取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。

4 前条第1項の規定に基づき、理事会の承認を得た事項を変更する場合も同様とする。

(公益充実資金の公表)

第7条 センターは、公益充実資金について、認定法施行規則第23条第1項第2号に基づき、次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期
- (2) 当該事業年度の末日における積立限度額（公益充実活動等ごとの所要額の合計額をいう。以下同じ。）及びその算定根拠
- (3) 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額
- (4) 当該事業年度の末日における公益充実資金の額
- (5) 前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額、その他理事長が必要と認める事項

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和8年1月23日議案第16号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。